

第16日

令和2年12月18日（金）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第81号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第81号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第81号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。本件は、介護保険システム改修業務に係る補正です。

令和2年度介護保険法改正により、令和3年4月1日から施行される要介護認定の更新認定有効期間の上限の延長等に伴い、介護保険システムの改修を行います。システム改修業務委託料647万9,000円の財源内訳は、国庫補助金170万円及び一般会計からの事務費繰入金477万9,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第82号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除及び年金所得控除の10万円引き下げ並びに基礎控除の10万円引き上げが行われることに伴い、令和3年度課税分以降の国民健康保険税について所要の改正が行われます。

改正の内容は、世帯の所得に応じた国民健康保険税の軽減判定において、さきに述べた控除額の振替による不利益が生じないように、軽減判定所得の算定式を見直すものです。同一世帯内に給与または年金所得のある被保険者が2人以上いる場合、基礎控除額の引き上げだけでは、軽減の割合が小さくなったり軽減に該当しなくなったりするため、算定式の見直しによりこれを解消し、改正前と同じ水準で軽減判定を行えるようにします。

審査に当たりましては、本改正が被保険者及び国保財政に与える影響についてただしました。執行部によりますと、本改正により現行の軽減対象の範囲に不利益な影響は生じな

いとのことです。

一方、事業収入だけの世帯においては、基礎控除額の引き上げの影響のみを受けるため、新たに軽減対象世帯に該当したり、軽減割合が拡大したりすることが想定され、結果として、国保税の減収要因となることも考えられるとのこと。

本委員会としましては、個人所得課税の見直しに伴う控除額の振替による不利益を生じさせないようにするための改正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第83号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

法律の改正の内容は、地域型保育事業を行う者に対する確認について、確認に係る事業所が所在する市町村の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住市町村の長によるさらなる確認を不要とするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、蜷城学童保育所の移転に伴い位置の変更を行うもので、条例の施行日は令和3年4月1日です。蜷城学童保育所においては、今年度、施設の新築工事が行われ、蜷城コミュニティ内から蜷城小学校敷地内への移転が予定されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第85号議案朝倉市介護保険条例及び朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正の内容は、1点目に、令和2年度税制改正により、租税特別措置法において、都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、朝倉市介護保険条例の規定の整理を行うものです。

2点目に、朝倉市介護保険条例及び朝倉市後期高齢者医療に関する条例において、地方税法の改正に伴い、延滞金の「特別基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改正し、延滞金の計算に使用する割合の名称を、新たに「平均貸付割合」と規定するものです。

委員会としましては、法律の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次に、第87号議案工事請負契約の変更についてです。

本件は、秋月・安川統合保育所新築建築主体工事について、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じたため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更の主な内容は、秋月・安川統合保育所の一部木質化のための追加工事に係るもので、森林環境譲与税基金繰入金を財源とします。変更前の1億4,520万円から2,585万円を増額し、変更後は1億7,105万円となります。

執行部によりますと、木質化工事の対象は窓下ロッカー、壁付けロッカー、整理収納棚、戸棚、下駄箱などの32カ所の家具類で、福岡県産の杉の集成材を使用することです。これらの家具類について、設計変更前はポリ合板やメラニン合板を使用する予定でしたが、福岡県産材を用いることにより耐久性及び安全性が向上し、環境にも配慮されたより良い保育環境の整備が図られます。

委員会では家具類の木質化により、木材の香りが漂う中での保育が行われるようになる好ましい事例としてこの取組をアピールし、施設が活用されることを望むとの意見が出されました。

本委員会としましては、森林環境譲与税を活用した工事設計の変更であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第90号議案指定管理者の指定について（学童保育所）です。

本件は、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、蜷城学童保育所、福田学童保育所及び杷木学童保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものです。

指定の期間は、いずれも令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

まず、蜷城学童保育所の指定管理者は保護者会で、令和3年4月1日からの学童保育所専用施設への移転に伴い、移転前は業務委託先であった保護者会を指定管理者として指定するものです。

次に、福田学童保育所及び杷木学童保育所の指定管理者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社です。両学童保育所において、指定管理者候補者の公募に至った理由は、まず、福田学童保育所について、これまで指定管理者の指定を受けてきた保護者会からの「指定管理者の指定や、業務委託を受けての管理運営が困難であるため、他の団体による運営を希望する」との申出によるものであるとのことです。

また、杷木学童保育所については、現指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の指定管理期間の満了に伴い、公募に至ったものです。

委員会では、指定管理者候補者選定に至るまでの経過について、本会議での議案質疑に対する執行部の答弁を含め、改めて詳細な説明を受けました。

まず、福田学童保育所についてです。

1点目に、今回の指定管理者の選定に当たり、保護者会側からの相談を受け始めた時期とその回数についてです。前回、平成31年度からの指定管理者募集に先立ち、平成30年7月に行った保護者会への意向確認の時点では、保護者会が指定管理者として選定されることに同意するとの回答がなされていました。ただし、この時点で保護者会からは一部不安の声も上がっており、その後も数回の相談を受け、令和元年11月に保護者会側から正式に「福田学童保育所運営の保護者会以外への運営委託に関する要望書」が提出されたものであるとのことです。

市としては、支援員を含む保護者会の意向を尊重するとともに、管理運営方法等についての十分な協議を経て、合意に基づく決定がなされるよう、以前から指導を行ってきたものです。

2点目に、保護者、支援員、学校関係者、学童運営協力者への周知はされているのかという点です。さきに述べた経緯から、市としては、保護者及び支援員は経緯を承知しているものと捉えており、議会での議決後に指定管理者の指定についての正式な報告を行う予定であるとのことです。

なお、一般公募をすることについては、市ホームページへの掲載を行ったものの、今後は広報紙による周知なども併せて行い、関係者への十分な周知を図っていききたいとのことです。

次に、杷木学童保育所についてです。

まず、民間事業所であるシダックスが指定管理者となってからの2年間、一度も協議の場がなかったという保護者の話を聞くが、今回の指定管理者の選定に当たり、保護者の意見は反映されたのかという点についてです。

朝倉市指定管理者制度運用指針では、指定管理者候補者の募集方法を原則公募によるものとしていますが、学童保育所の場合、施設の設置目的、特性等から運営母体である保護者会を指定管理者として指定することを適切と位置づけ、例外的に公募によらない指定を行ってきた背景があります。

その中で、杷木学童保育所においては、前回の指定管理者選定時、保護者会による管理運営が困難な状況となったため、運用指針上の原則である一般公募を行った経緯があり、運営状況の確認のために令和元年度に行った保護者アンケートでも、現指定管理者の運営を評価する意見が9割を占めていたことから、市としては、現行の運営状況を保護者会としても認めているとの認識であるとのことです。

なお、議案質疑の中で挙げられた保護者の声として、「次回、指定管理者選定時には保護者運営に戻すことも含めて協議の場を持つと聞いていた」という点については、原課がそのように説明をした記録はないとのことです。

また、福田学童保育所及び杷木学童保育所の指定管理者の選定方式についても説明を受

けました。通常は、施設ごとに指定管理者の募集を行いますが、複数の施設を一体的に管理することで、さらなる市民サービスの向上や経費の縮減が図られる場合には、それらの施設を一括して募集することも可能と定められていることから、今回、福田学童保育所及び杷木学童保育所の指定管理者を一括して募集したとのことです。

その後、朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、応募のあった2団体から提出された資料による書類審査及び聞き取り審査を行い、各選定委員が5段階評価により採点した結果、審査点の総合計が満点の6割以上の最低基準を満たしており、かつ最も合計点の高い者を指定管理者候補者として選定したとのことです。

審査に当たりましては、民間事業者の参入が見られる近年の市の学童保育事業の状況を踏まえ、指定管理者選定時の周知の仕方に配慮が必要ではないかという点についてただしました。執行部によりますと、これまで行われてきた保護者会による運営を基本としつつ、関係者間の事前協議及び合意を基に、運営継続が困難であるとの相談があった際はその意思を尊重した上で、一般公募する場合にはその旨を十分に周知していく考えであるとのことです。

また、今回の杷木学童保育所のように保護者会以外の団体による指定管理期間の満了に伴い指定管理者を選定する際、「一般公募により指定管理者を募集する」旨、あらかじめ保護者会への打診を行うことはあるかとの点についてもただしました。

執行部によりますと、保護者会による運営継続困難を理由に指定管理者の一般公募を行った場合、その後に再度、指定管理者の指定を受けることを保護者会が希望する際は、過去の経過を踏まえた問題点及び改善方法を整理し、総意に基づく意向を保護者会のほうから示してもらう必要があり、その上で現指定管理者の管理状況、評価なども鑑み、選定に臨むことになるとのことです。

本委員会としましては、地域との密接な連携に基づく学童保育の運営の必要性を確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第81号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案朝倉市介護保険条例及び朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案工事請負契約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案指定管理者の指定について(学童保育所)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第86号議案ほか3件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇)

○建設経済常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第88号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第86号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてです。

福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加するこの条例を制定するものです。

追加する事業は、「農業水利施設保全対策事業（大石地区）」で老朽化した水路や水門等を改修し、長寿命化を図るものであり、分担金の算定基準は事業経費に100分の0.9495を乗じて得た額となります。この事業費の75%は国・県の補助金で、残り25%は関係する市の負担金となります。

関係市の負担金のうち、事業費の15%に相当する分を、分担金として各市が受益者である大石堰土地改良区から徴収し、分担金の算定基準については、各市の受益面積に応じて負担することで協議の上決定されており、朝倉市が徴収する額は、大石堰土地改良区の負担割合15%を朝倉市の受益面積割合である6.33%で案分した0.9495%となり、事業経費にこの率を乗じた額となります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第88号議案及び第89号議案工事請負契約の締結についての2議案については関連がありますので、併せて報告いたします。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地の改良復旧事業において、1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事概要については、第88号議案黒川地区疋目口・元ノ目換地区は、整地工6.66ヘクタール、用水路工3,121メートル、排水路工915メートル、道路工2,409メートルです。

第89号議案黒川地区宮園・馬場・北小路換地区は、整地工12.57ヘクタール、用水路工4,801メートル、排水路工1,667メートル、道路工3,247メートルです。

河川工事等他事業の工事進捗等も考慮し、工期は令和5年6月30日までで設定しています。

執行部によりますと、換地作業において地元役員や権利者との協議を何度も行い、換地計画原案の承認を受けるなど、地元の合意をしっかりと得た上で行っているとのこと。また、事業を進めるに当たっては、重要変更等の協議を農政局、財務省等としっかり行うなどの手続を経た上で行っているとのこと。

委員会としましては、執行部の説明を了とし、両議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第91号議案指定管理者の指定について（杷木物産館・杷木農業公園）です。

朝倉市杷木物産館及び朝倉市杷木農業公園の指定管理期間が、本年度末をもって満了することに伴い、来年度から5年間、株式会社ガマダスを指定管理者と指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によりますと、指定管理者候補者については、朝倉市指定管理者制度運用指針に基づいているそうです。ただし、指針では指定管理者候補者の募集は原則として公募によるものとしますが、条件に該当すれば公募によらず、指名による選定も可能であるため、今回も公募を含めた検討の結果、公募によらず指名により指定管理者候補者を決定

したとのことでした。

理由としましては、朝倉市杷木物産館は、都市と農村との交流を促進するとともに、農林産物生産者の生産意欲向上と所得確保を目指し、もって市の産業振興と活性化を図るために設置され、また、朝倉市杷木農業公園は、都市住民等との相互理解、相互交流を深め、農業や農村に対する理解を促進し、併せて地域の農林産物生産者の生産意欲と農村の生活環境・文化の向上に資するために設置されているもので、地域の振興には欠かせない公共性の高い施設に位置づけられています。このため、指定管理者を指名することができる条件の一つである、「施設の設置目的、特性、市の施策との関係、立地条件及び県等の関わりなどから、指定管理者を特定の団体に限定することが適切な場合」に該当すると判断し、株式会社ガマダスを指定管理者候補者として指名したものです。

なお、指名については、株式会社ガマダスの「施設の管理運営に関する実施状況・点検報告書」により評価を行い、指定管理者候補者に指名し、株式会社ガマダスからの指定管理者指定申請書を受理し、厳正な書類審査により指定管理者候補者として決定をしております。

委員会では、平成29年7月九州北部豪雨により被災し、現在、閉園中の杷木農業公園について、現在の管理状況と今後の運営方法等についてたどしました。

執行部によりますと、閉園中の杷木農業公園については、施設までのアクセス道の安全が確保された場合には、草刈り等の最低限の維持管理が必要となるため、今回も指定管理対象施設としているものの、閉園中の指定管理料は発生していないとのことでした。

また、今後の復旧計画及び運営方法については、現地の被災状況がひどく、また、市道等も復旧工事中であるため、関係機関と協議しながら復旧の進捗状況に合わせて現地調査を行い、慎重に検討していくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第86号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案工事請負契約の締結について(疣目口・元ノ目換地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案工事請負契約の締結について(宮園・馬場・北小路換地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案指定管理者の指定について(杷木物産館・杷木農業公園)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案の審議を行います。

それでは、第80号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算(第5号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 皆様方には、連日の御審議誠にありがとうございます。

本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第92号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算(第6号)につきましては、国が予備費を活用し、コロナ禍で生活に苦しむひとり親世帯への臨時特別給付金を再支給することに伴い、必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、予算総額を526億6,486万6,000円といたしました。また、歳出に伴う財源として、国庫支出金3,000万円を計上いたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

お諮りいたします。発議案第2号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

午前10時40分休憩

---

午前10時41分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について、一人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第92号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第2号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第92号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、常任委員会において審査いただきたいと思います。

また、発議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

---

午前11時09分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第92号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第2号については、討論を省略いたしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第2号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて令和2年第8回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分閉会